

山口県公安委員会告示第四一三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。

令和六年二月二十八日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要		申請者			検定の有効期間
	遊技機の種類	型式名	製造業者名	氏名又は名称	住所	
三八	ぱちんこ遊技機	P牙狼11〜冨島大河〜XXX-MA	株式会社 サンセイアーリアン ドテイ	株式会社 サンセイアーリアン ドテイ	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一 番一三号	梅村 尚孝 その代表者の氏名
三九	ぱちんこ遊技機	PバイオオハザードREL9YZ4	株式会社 ステムテック	株式会社 ステムテック	東京都台東区東上野一丁目一六番一 号	水島 勇治 法人にあつては、 その代表者の氏名
						告知の日（令和六年二月 二十八日）から三年間